

(趣 旨)

第1条 群馬大学生体調節研究所長（以下「所長」という。）適任者の選考は、この規程の定めるところにより行う。

(選考の時期)

第2条 所長適任者の選考は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。

- (1) 所長の任期が満了するとき。
- (2) 所長が辞任を申し出たとき。
- (3) 所長が欠員となったとき。

2 所長適任者の選考は、前項第1号の場合は、任期満了の2月前までに、同項第2号又は第3号に該当する場合は、速やかに行う。

(所長適任者の資格)

第3条 所長適任者の資格は、生体調節研究所教授会（以下「教授会」という。）構成員の教授とする。

(所長適任者の選出)

第4条 所長は、選挙資格を有する者による選挙を行い、教授会の議を経て、所長適任者を選出する。

(選 挙)

第5条 選挙は、単記無記名投票とし、有効投票（白票を含む。）のうち、得票順位3位までの者をもって所長適任者とする。

2 投票の結果、得票順位3位までの者が決まらない場合の扱いは、所長の一任とする。

(選挙有資格者)

第6条 選挙資格を有する者は、研究所の主担当を命ぜられた教授、准教授、講師及び助教とする。

(選挙の成立要件)

第7条 選挙は、選挙資格を有する者の3分の2以上の投票がなければ成立しない。

(選挙管理委員会)

第8条 選挙に関する事務を管理するため、所長適任者選挙管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の構成及び運営については、教授会の議を経て、所長が別に定める。

(不在者投票)

第9条 やむを得ない理由により投票できない者は、委員会の承認を得て、不在者投票を行うことができる。

2 不在者投票は、選挙の公示の日から選挙の日の前日までとする。

(所長適任者の推薦)

第10条 所長は、第4条の規定に基づき選出された所長適任者を、学長に推薦する。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、所長が行う。

附 則

この規程は、平成26年12月2日から施行する。